

# 中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について

資料 1

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が物価上昇を上回る**賃上げの原資を確保するには、価格転嫁を含む取引適正化が極めて重要**。適切な価格転嫁等を新たな商慣習として定着させていくため、**下請法の改正や執行の強化、サプライチェーン全体での対応、業界ごとの商慣習の見直し**に関係省庁が一丸となって取り組む。

	現状・課題	今後の取組方針
1. 下請法改正・執行強化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 【価格転嫁】下請法の運用基準を改正し、「労務費転嫁指針」等を踏まえ、<b>買ったたきの解釈・考え方を明確化</b>。(2024年5月)</li><li>● 【手形取引】下請法の指導基準を改正し、<b>支払サイトが60日を超える手形等を指導対象とする</b>運用を開始。(2024年11月から)</li><li>● 【型取引】金型等を無償で保管させる行為を<b>下請法違反事例として勧告</b>。関係業界団体に法令順守のための要請や研修を実施。</li><li>● 【省庁間連携による執行】下請法の厳正な執行に向けて、公取委と中企庁が審査ノウハウや端緒情報の共有を実施。</li><li>● 更に、適切な価格転嫁を新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させるため、<b>優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討する有識者研究会</b>が2024年12月に報告書を公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 研究会報告書に示された論点を引き続き検討し、早期の国会提出を目指す。<ul style="list-style-type: none"><li>・【価格転嫁】協議に応じないなど、<b>一方的な価格決定により下請事業者の利益を不当に害する</b>行為を新たに規制。</li><li>・【手形等】<b>手形での支払を禁止</b>。電子記録債権やファクタリング等は、<b>支払期日までに満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない</b>。</li><li>・【規制対象の追加】<b>運送委託を対象に追加</b>するとともに、従業員数による対象事業者の区分を新設。</li><li>・【型取引】<b>所有権の所在に関わらず、型の無償保管要請が問題となり得る旨を明確化</b>。<b>木型、樹脂型等も製造委託の対象に追加</b>。</li><li>・【知財・ノウハウ】<b>幅広い業種を対象に調査を実施し、ガイドライン改定等に繋げる</b>。</li><li>・【省庁間連携による執行】<b>事業所管省庁の主務大臣等が下請法に違反する行為に対し指導・助言</b>が行えるよう権限付与。</li></ul></li></ul>
2. サプライチェーン対策	<ul style="list-style-type: none"><li>● 【価格転嫁】2024年9月の価格交渉促進月間の結果、<ul style="list-style-type: none"><li>・「発注企業からの申し入れにより、交渉が行われた」割合が約3割となり、<b>価格交渉しやすい雰囲気</b>が更に醸成されつつある。</li><li>・コスト上昇分に対する価格転嫁率は増加し49.7%となったが、<b>サプライチェーンの深い階層の取引ほど転嫁割合が低くなる</b>傾向。</li><li>・2025年1月、発注事業者ごとの「交渉・転嫁の状況」を示す<b>211社の企業リストを公表</b>。今回は「国・自治体」も初めてリスト掲載。</li></ul></li><li>● 【手形等】下請法の運用基準改正にあたって、下請法対象外の取引でも、「<b>サイト60日以内へ短縮、できる限り現金化</b>」など、<b>サプライチェーン全体での支払い期間短縮に努めることを要請</b>。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 【価格転嫁】2024年9月の価格交渉促進月間を踏まえ、交渉・転嫁の状況の芳しくない<b>約10社の経営トップ</b>に対し、<b>事業所管大臣名で指導・助言</b>する。</li><li>● 【手形等】2025年3月の価格交渉促進月間において、<b>手数料や手形等の割引料負担の受注側へのしわ寄せの実態把握</b>を行い、<b>発注企業ごとに状況を公表</b>。</li><li>● 下請法改正の観点を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、独占禁止法に基づく優越ガイドライン等で、想定事例や考え方を示すことを検討。</li><li>● <b>下請振興法を改正し</b>、「発注者⇒受注者⇒再受注者」など、<b>多段階の事業者による事業計画を認定・支援し、1つ先の取引先と一体の取引適正化</b>を促す旨を検討。</li><li>● 下請Gメンの情報等を活用し、<b>芳しくない取引実態を把握した発注企業に対する注意喚起等</b>を行い、取引方針の改善を促進する。</li></ul>
3. 業界ごとの商慣習の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>● 下請Gメンによるヒアリングを通じ、業種ごとの取引実態や課題を把握・分析。その結果を各業界団体に対して指摘し、改善を促す。</li><li>● 前回（2024年1月開催）の本WGにて、<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁</b>について、各業種の実情に即した形を検討した上で、自主行動計画に盛り込むこと</li><li>・ <b>パートナーシップ構築宣言を行う旨</b>を自主行動計画に盛り込むこと</li></ul>について、事業所管省庁を通じ、各業界団体に要請。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● これまでに<b>23業種66団体</b>が、取引方針の改善に向け、「<b>労務費転嫁指針</b>」の内容の<b>反映等</b>、自主行動計画や徹底プランの改定やフォローアップ調査を実施。また、<b>7業種12団体</b>が<b>新規に自主行動計画を策定</b>。引き続き、新規に計画を策定した団体を含め、<b>パートナーシップ構築宣言</b>を行う旨を自主行動計画に盛り込むとともに、<b>労務費転嫁指針の遵守の徹底</b>を図る。</li><li>● <b>総理指示に基づき、事業所管大臣から業界団体に対して直接要請</b>を行い、各業界で受注者の利益を損ねる<b>商慣習の一掃</b>、下請法違反の<b>被害回復等</b>を行う。 ⇒ <b>次回の本WGにおいて、実施状況をフォローアップ</b>する。</li></ul>